

特定利用港湾への対応について

■「特定利用空港・港湾」とは

- 自衛隊・海上保安庁が、平素において必要な空港・港湾を円滑に利用できるよう、関係省庁とインフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」を設け、これらを「特定利用空港・港湾」とするもの。
- 「特定利用空港・港湾」においては、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁の艦船・航空機の円滑な利用にも資するよう、必要な整備又は既存事業の促進を図る。

特定利用港湾への対応について

■これまでの経緯

- 特定利用空港・港湾の取組みに関し、昨年10月及び11月に国から本県へ概要説明。その中で、熊本空港、熊本港及び八代港を対象施設として検討している旨の説明を受けた。
- 本県からは、この取組みの理解を得るために、これまで国に対して丁寧な説明を求めてきた。
- 国から詳しい説明資料や様々な疑問点に対するQ&Aが示されたほか、去る6月12日及び13日に国から関係市町村（熊本市、八代市、大津町、菊陽町、西原村、益城町）に対して説明会が開催された。

特定利用港湾への対応について

■「円滑な利用に関する枠組み（関係省庁とインフラ管理者との確認事項）」

- インフラ管理者は、平素において自衛隊・海上保安庁の運用や訓練等による施設の円滑な利用について、関係法令等を踏まえ、適切に対応する。
- 自衛隊・海上保安庁とインフラ管理者は、国民の生命・財産を守る上で緊急性が高い場合又は航空機の飛行や艦船の航行の安全を確保する上で緊急性が高い場合※（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態を除く）であって、当該施設を利用する合理的な必要があると認められるときには、民生利用に配慮しつつ、緊密に連携しながら、自衛隊・海上保安庁が柔軟かつ迅速に施設を利用できるよう努める。※国によると、災害時や大規模な事故・事件等を想定しているとのこと
- 上記の着実な実施に向けて、関係者間において連絡・調整体制を構築し、円滑な利用に関する具体的な運用のための意見交換を行う。

特定利用港湾への対応について

◎本県の認識

- ① 港湾法の範囲内での施設利用についての調整であり、自衛隊・海上保安庁の優先利用を前提としておらず、武力攻撃事態等の有事の際の枠組みとは異なる。
- ② 熊本港と八代港のインフラ整備のより着実な推進が図られる。
- ③ 自衛隊・海上保安庁が訓練で熊本港と八代港を熟知することで、大規模災害への派遣、国民保護の迅速かつ効率的な対応等が期待される。

特定利用港湾への対応について

◎本日(7/26)、県管理の熊本港と八代港での港湾施設の「円滑な利用に関する枠組み」については、関係法令を踏まえ、適切に対応すべきものであることから、確認した旨、回答する。



熊本港



八代港